

4月の税制改正を受け、土地の相続税額を大きく減らせる特例の適用条件が厳しくなった。これまで認められていた節税対策が無効になることもあり、都心の等地では数万円単位で税額が増える可能性がある。厳格化されたのは主に「家なき子」と呼ばれる規定だ。どう対応したらいいのか考えた。

「家なき子」と認められない家なき子は認められなくなつたので、作戦を練り直しかねないですね」。

税理士の橋慶太氏は最近、会社を經營する50代のAさんについて伝えた。

数千万円の違いも

Aさんの両親は高級住宅地に二戸建ての家を構えて夫婦2人で暮らしている。その土地は将来Aさんが相続する予定。そのときに備えて練つておいた節税対策を見直す必要がある。どうだ。どういうことか。

相続税では家の土地を相続する場合、その評価額を8割も下げる特例がある。税負担から家を売りざるを得ない事態を避けるのが趣旨で、「小規模宅地等の特例」という(表A)。子どもが相続する場合は故人と生前に同居していたことが条件となる。

ただし、会社命令による転勤などの事情からも、不得す別居するケースもあるため、敷居規定がある。これがいわゆる「家なき子」。持ち家に住んでいないことを条件に特例の適用を認めている。

# 相続「家なき子」適用厳しく

## A 小規模宅地等の特例の概要

故人が住んでいた 自家の土地	故人が経営していた賃貸 アパートや駐車場の土地
土地評価の限度	330平方メートルまで 80%減
相続する人の条件	亡くなった人の配偶者 同居していた親族 別居していた親族 (家なき子)*
件数	6万7325件 (申告件数全体の50.6%)
減額された 金額	1兆354億円
適用状況 (2015年)	2万3819件 (17.9%)
2127億円	

(注)適用状況は日本経済新聞社の情報公開請求で国税庁が開示。  
\*亡くなった人に配偶者、同居していた法定相続人がいない場合に限る



自宅の土地の評価額は特例適用で8割減に 駐車場や賃貸アパートも特例対象に

## B 特例の適用条件が4月から厳しくなった

賃貸アパートや駐車場の 「家なき子」と認められるには…		土地で特例を使うには…
～2018年 3月	相続前3年間、自分が配偶者が所有する家屋に住んでいない	相続直前に賃貸事業をしている
4月から	相続前3年間、自分が配偶者、3親等以内の親族、特別な関係の法人が所有する家屋、自分が過去に所有した家屋に住んでいない	相続まで3年超にわたって賃貸事業をしている (3年超にわたり「事業的規模」である場合を除く)
こんな節税 対策は無効に	持ち家を子どもに贈与 持ち家を同族会社に売却 親に買ってもらった家に住む	相続のときだけ一時的に地価の高い都心の駐車場を所有する

(注)3月末に条件を満たしていれば2020年3月末まで家なき子と認め、3月末までに賃付事業を始めた土地には特例を適用できる経過措置がある

# 土地節税策の条件注意

ところが4月の税制改正によって、作戦的に家なき子になる節税対策はほぼ完全に封じられた。Aさんのように持ち家を「特別な関係にある法人」に売却したり、子どもに贈与したりする節税対策は通用しなくなつた。親に買ってもらった親名義の家に住んでいる人も家なき子ではなくなる。遺言を書いてことによって孫に土地を相続させる節税

区画の大きい高級住宅地だと数千円の節税につながるケースはさうにあるが、今後は適用条件により注意を払つてある。

「特例による節税効果が見直す必要がある」というのが理由だ。親に買つてもらつた親が「実態を見る。住居する可能性をあげるのが、なぜ売ったのかなぜ引っ越ししたのかなどを説明しやすい。ある税理士は「税務署はガスの使用量をよく見る」という。電気やガス、水道といつた共用料金の領収書があれば明確な判断基準はなく、税務署が「実態を見る。住居する可能性をあげる」のが、ガスはそれが難しいからだ。税理士の渡辺浩滋氏は「なぜ売ったのかなぜ引っ越ししたのかなどを説明できる」という。電気はつけ放しができる

整えて、「親の家で寝起きしていなければ同居にはならない」と平松慎矢税理士はいう。さらに同居親族として特例を使う場合は、相続が発生する可能性をあげるのが、なぜ売ったのかなどを説明できる。そこで、相続のときだけ一時的に地価の高い都心の駐車場を所有するような節税対策はできなくなる。その土地で「相続まで3年超にわたって賃貸する」相続登記後に特例を使って申告し、すぐに売却するようなら節税対策はできなくなる。その土地で「相続まで3年超にわたって賃貸する」相続登記後に特例を使って申告し、すぐに売却するようなら節税対策はできなくなる。

これで賃貸事業用の土地で特例を使う場合も、4月から適用条件が厳しくなる(表B)。亡くなる直前に節税目的で駐車場などを買つて、相続登記後に特例を使って申告し、すぐに売却するようなら節税対策はできなくなる。その土地で「相続まで3年超にわたって賃貸する」相続登記後に特例を使って申告し、すぐに売却するようなら節税対策はできなくなる。

ただし、特例に詳しい高橋安志税理士は「かつて相続税にも5棟10室の通達があったが、当時は共有建物の持ち分を5つ扱うなど細部で所得税と基準が異っていた」と指摘する。事業的規模として所得税を納めていても、相続税の扱いが同じかどうか改めて確認しておきたい。

遺言信託という商品で約3万3000件の遺言を預かる三井UFJ信託銀行

は、税制改正に伴い特例が一部あるとのみ。このため商品のすべての顧客に順次周知していくという。家なき子で特例を使うつもりで遺言を書いている場合などは、書き換える必要が出でてくるかもしれない。

(表悟志)